

くねっぷ首都圏PRキッチンカー事業委託業務仕様書

1 業務名

くねっぷ首都圏PRキッチンカー事業委託業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで ※契約の更新あり

3 委託料の上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 趣旨

キッチンカーを活用し、首都圏で開催されているマルシェやイベント等において、訓子府町産食材を用いた食事や町産品を販売するほか、訓子府町への移住促進や関係人口創出を図るなど、訓子府町産農畜産物の販路拡大と新たなくねっぷファンの獲得につなげることを目的とした、「くねっぷ首都圏プロモーション業務」について、事業運営ができる企業を次のとおり募集します。

5 事業概要

通年で訓子府町の食材を活用した専用キッチンカーを東京都内に配備し、受託企業のノウハウや知見を活かし、首都圏をはじめとした都市部における訓子府町及び訓子府町産食材のプロモーションを展開します。

6 委託業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行することとします。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に訓子府町（以下、町とする。）と協議の上、決定するものとし、7の「計画書」において定めるものとします。

(1) 車両（キッチンカー）の確保等（1台）

使用するキッチンカーは、軽自動車以上の排気量のキッチンカーとする。

使用するキッチンカーには、営業上必要な架装・改造を行うとともに、車体に町をイメージできるデザインのラッピングを施すこととする。

事業終了後、キッチンカーのラッピングについては、原則として原状回復することとするが、受託者が町のPRに資する活動に用いる場合は、町と協議の上、継続利用も可能とする。

(2) キッチンカーの運営

(1)のキッチンカーを活用し、概ね月12日程度、首都圏でのマルシェやイベ

ント等で町産品やこれを使用した食事の販売、町PRなどを実施する。

令和7年度の運営は、4月中旬の契約日以降速やかに開始することとするが、令和7年4月の運営については、上記の日数を満たすことを条件としない。

出店先には、農畜産物を扱うマルシェへの出店を優先するとともに、各種イベント等の掘り起こしや北海道内をはじめ、全国の各市町村と連携した取り組みについて、積極的に展開すること。

提供する食事は、可能な限り町産品を使用することとし、受託者が仕入れを行うこと。

首都圏にキッチンカーや食材の保管等を行う拠点を確保すること。

キッチンカーを運営するにあたり、料理経験または加工等の経験を有する者を1名以上配置する。

運営に際し必要な保健衛生上の対策や災害対策等のリスク管理を行う。

売り上げについては、受託者の収入とする。ただし、町内事業者の派遣に際し、当該町内事業者が仕入れたものの食事や物販を実施した場合は、当該町内事業者又は訓子府町産業観光振興協議会の収入とする。

(3) 物販等の実施

食事の提供とともに、町産の農畜産物や特産品等の販売や配布を行う。

受託者が仕入れたものの売り上げについては、受託者の収入とする。

(4) 町のPR

ポスターやパンフレット等のPRグッズは町が提供するほか、必要なものについては、受託者が委託金額の範囲内で購入等を行う。

また、随時SNS等を活用した発信を行うこと。

(5) 町内事業者等の派遣

町又は町特産品等をPRするため、本事業に町内事業者等を派遣した場合は、キッチンカーを使った調理や物販等へ協力すること。(年間2～3回、1回あたり1～2日)

(6) その他

上記業務にかかるトラブルが発生した場合には、速やかに対応できる体制を取るものとする。

上記業務以外の追加提案については、別途協議の上、決定するものとする。また、契約後、当該業務の目的に沿うものであって、双方が効果的と判断した場合には、業務内容を委託金額の範囲内で変更する場合がある。

7 計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について町と協議の上、委託契約書に定める「計画書」を作成して町に提

出する。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、町の検査を受ける。
- (3) 町は、必要に応じて、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求める場合がある。

8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、町の承諾を得なければならない。

9 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から町に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が町から受領又は閲覧した資料等は、町の承諾なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を契約期間のみならず契約期間終了後も第三者へ漏洩してはならない。

10 個人情報の保護

個人情報の保護については、訓子府町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第3号。以下、「個人情報保護条例」という。）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、町に協議すること。

11 損害賠償

受託者は、本業務に係る事項に違反して町または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。本町が受託者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

11 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、町と協議を重ねながら実施すること。
- (2) 本業務の仕様は、本町が最低限必要と考えているものであり、受託者の専門的立場から、他自治体の事例や効果的なプロモーション方法など、本業務の費用の範囲内で効果的かつ積極的な工夫や提案を求めるものとする。

- (3) この業務仕様書に定めのない事項については、必要に応じて町と協議の上処理するものとする。
- (4) 新規感染症の流行や天災等の発生があった場合は、契約締結後、事業内容及び契約金額を変更する場合がある。